

『水平社宣言』精解：テキスト分析2

1 段落：現在 … 現状認識（解放令～現在まで：部落解放の動きを考察→自己批判）

長い間いじめられてきた兄弟よ。過去半世紀間に、種々なる方法と多くの人々によってなされたわれらのための運動が、なんらのありがたい効果をもたらさなかった事実は、それらのすべてが、われわれによって、また他の人々によって、つねに人間をぼうとくされていた罰であったのだ。そして、これらの、人間をいたわるかのごとき運動は、かえって多くの兄弟を墮落させたことをおもえば、この際われらの中より、人間を尊敬することによってみずから解放せんとする者の集団運動を起こせるはむしろ必然である。

- ・「過去半世紀間」…大正11年（1922）が「解放令」が出された明治4年（1871）から51年後になる。

①「平民」化行動の段階：「身分が変わったのだから、平民として扱え」という江戸時代の身分意識に基づいた行動

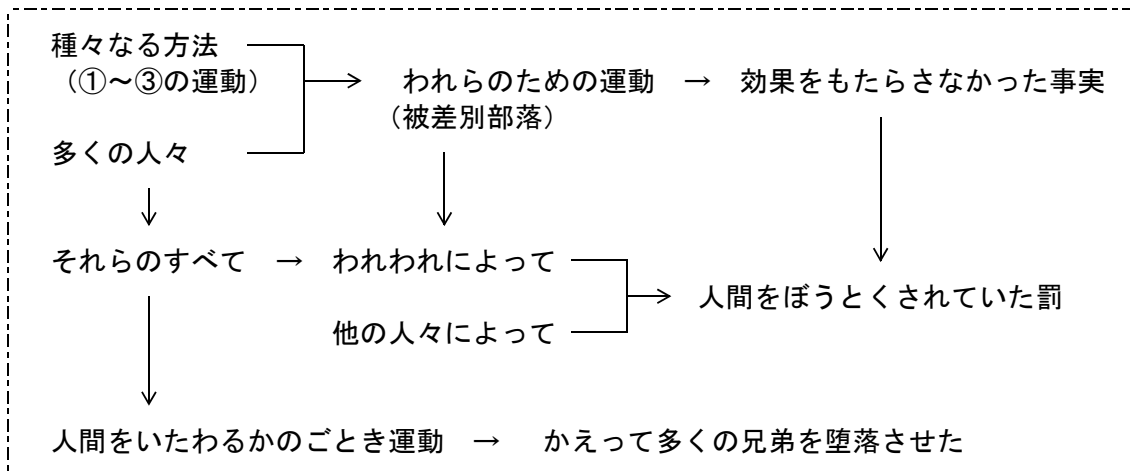
「解放令」直後から自主的に日常生活での差別を克服しようとしてあらゆる場面で「平民」としての待遇を要求する。

②部落改善運動の段階：「改善の対象は部落である」

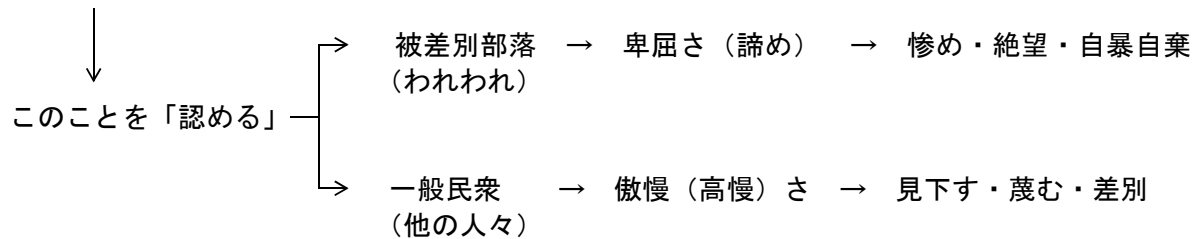
明治20年代から、部落差別を放置しておくことは、犯罪発生率を高めることになるという認識に基づいて、行政側からの部落への働きかけが始まる。これに呼応して、部落内部からも生活改善への動きが起こった。いずれの場合も、部落側に一方的な努力を求めるものであった。

③融和運動の段階：「臣民としての平等観」

差別を放置することは、天皇の意志に反するという立場。「同情融和」の言葉に示されるように、同情に基づいていた。



① 差別する（される）理由を「被差別部落」の責任（根拠）にしている。

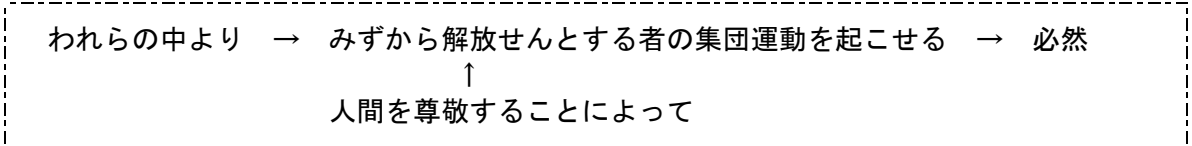


※ 「卑屈さ」も「傲慢さ」も「人間を冒瀆する」ことである。

② 「いたわる」（同情）は、「いたわられる」者を「墮落」させることになる。

- ・ 「いたわる」者は、自分の責任や自分の差別意識に気がつかない。
 - ・ 「いたわられる」者は、自分（祖先）の責任と思わされる。
- 差別は当然

※ 「差別される」理由があれば、差別することは当然である（許される）という考えは、「差別される者」には自分の祖先（生まれ）に対する「卑屈さ」と「諦め」（自分たちにはどうすることもできない）を強いることになり、結果として「墮落」していく。「差別する者」には自分たちの正当化の根拠となる。



- ・ 「みずから解放せん」… 「いたわられる」ことを甘受するのではない。「差別されない」人間ではなく、「差別させない」人間になる。「差別と闘う」者になる。
 - ・ 「人間を尊敬する」 ↔ 「人間をいたわる」
- 「卑屈さ」や「傲慢さ」→「人間を冒瀆する」ことであり、「墮落」させることである。
- ・ 「必然」… 「他の人々」ではなく、差別のなんたるかを知っている「われら」が運動をおこせることは歴史の必然である。
- ↓
「われわれ」（被差別の立場にある者）だから運動をおこせる。

2段落：過去 … 自己確認（祖先の生き様を知り，自己の存在意義を見いだす→自尊感情）

兄弟よ。われわれの祖先は自由，平等の渴仰者であり，実行者であった。陋劣なる階級政策の犠牲者であり，男らしき産業的殉教者であったのだ。けものの皮はぐ報酬としてなまなましき人間の皮をはぎとられ，けものの心臓を裂く代価として温かい人間の心臓を引き裂かれ，そこへくだらない嘲笑のつばをはきかけられた，のろわれの夜の悪夢のうちにも，なお誇りうる人間の血は涸れずにあった。そうだ，そしてわれわれは，この血を亨けて，人間が神にかわろうとする時代におうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者がその荊冠を祝福される時が来たのだ。

われわれが「えた」であることを誇りうる時が来たのだ。

祖先は，周囲や社会からの賤視を受ける存在であり，差別を甘受し，卑屈に生きていた。

「けものの皮はぐ」「けものの心臓を裂く」＝死牛馬処理の役負担

↓

「なまなましき人間の皮をはぎとられ」「温かい人間の心臓を引き裂かれ」

↓

人間とみなされない＝人間外の存在 ← 「くだらない嘲笑のつばをはきかけられた」

↓

祖先が死牛馬処理などの仕事に従事していたから，差別される存在であった。

< 祖先に対する認識の転換 >

死牛馬処理などの役負担は望んでしていたのではない。社会（支配階級）に命じられて行っていた。

↓

「陋劣なる階級政策の犠牲者・産業的殉教者」

↓

それゆえに，祖先は誰よりも「自由，平等の渴仰者・実行者」であった。

↓

「誇りうる人間の血は涸れずにあった」

↓

生命を子孫へとつないでいく＝「思い」を伝えていく

↓

「われわれは，この血を亨けて，人間が神にかわろうとする時代におうたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者がその荊冠を祝福される時が来たのだ。」

↓

政治的・法制度的には身分制度は（解放令によって）消滅した。＝同じ「平民」である。
（人間）

「自由，平等の渴仰者・実行者」であった祖先の「思い」を実現させるのが「われわれ」の使命である。

↓

「われわれが「えた」であることを誇りうる時が来たのだ。」

①差別の本質の認識

- ・差別とは「差別を肯定する価値観や人間観」「差別する者」がいるから存在する。

↓

<部落があるから部落差別があるのではなく、差別があるから部落差別がある>

↓

「差別される側」に「差別される理由」はない。→「差別する側」の一方向的な「理由」

- ・それまでの運動とちがって、自分たちの内部ではなく、自分たちをとりまく社会に、差別を生み、差別を支える構造を見出した。

差別する者（周囲の人間・社会） → 差別される者（「えた」）

理由をつくり、一方向的に「決めつけ」た。
(差別する根拠) (身分制度による法制度的に差別を強化・固定)

- ・「差別」されることを「祖先」のせいにしてきたことのまちがいに気づいた。

②「えた」である自己存在の認識：人間観の転換

- ・「差別される人間」＝「えた」として自らを卑下して生きていた。

↓

周囲から差別されるのは、昔より差別されてきたからであり、差別されるような職業や生活をしてきたからだと思っていた（思わされていた）。

↓

- ・祖先は決して恥ずべき生き方や仕事をしてきたのではない。むしろ、「犠牲者」であり「殉教者」であった。… <社会>が<存在>を規定していた。

↓

- ・にもかかわらず、誰よりも人間らしく生きてきた。差別を受けていたからこそ最も人間らしい生き方をしてきた。

↓

- ・差別を受けてきたことは隠すべきことでも恥ずかしいことでもない。→ 価値観の転換

※「えた」であることを誇りうる時が来たのだ。：「えた」の価値観を転換させる。

↓

「えた」である自分自身に「自尊感情」を見いだした。←祖先の生き様によって知った。

3段落：未来 … 自己実現（部落解放とは「人間解放」である）

われわれは、かならず、卑屈なる言葉と怯懦なる行為によって、祖先をはずかしめ、人間をぼうとくしてはならぬ。そして人の世の冷たさがどんなに冷たいか、人間をいたわることがなんであるかをよく知っているわれわれは、心から人生の熱と光を願求礼讃するものである。

水平社はかくして生まれた。人の世に熱あれ。人間に光あれ。

①「人権（人間観）拡大」の展望

- ・なぜ「人の世」「人間」なのか。（「特殊部落民」ではないのか）

↓
（部落）差別をなくすことは、すべて人間が「差別されない」社会を実現することである。

↓
人間が人間であること自体の中に「平等の根拠」がある。

↓
あるがままの自分を肯定する思想＝「自己同一性（アイデンティティ）」「自己実現」

- ・普遍的な人間の価値＝人権の実現（拡大）を求めることで、「えた」である自己実現を図ろうとした。

②「人間解放」による自己実現の方向性

- ・「人間をいたわる」のではなく「人間を尊敬する」ことで実現していく。＝方法（方向）

「卑屈なる言葉」…「差別する側」に媚び諂い、「差別される」ことを甘受すること。

「怯懦なる行為」…「差別される」ことに怯えたり、気弱（臆病）な対応をすること。

↓
「祖先をはずかしめ」ること…「自由、平等の渴仰者・実行者」であった祖先を否定する
「人間をぼうとく」すること…「差別」を認めることは人間の尊厳を否定する

※「えた」であることを誇りうる＝自尊感情→自己実現

同様に、すべての人間が人間として互いを「尊敬し合う」ことで、互いの存在を認め合う＝自尊感情が生まれ、自分らしく、あるがままに生きることで自己実現をはかる。

- ↓
- ・「人の世に熱あれ」＝そのような社会（人権社会）を実現していく
 - ・「人間に光あれ」＝その社会を実現できる力が人間にある＝希望